

九州看護福祉大学内部質保証の方針

九州看護福祉大学(以下「本学」という。)は、「内部質保証」を推進するため、以下のとおり方針を定める。

1.基本的な考え方

- (1)本学の理念・方針、目的を実現するため、「内部質保証」を推進する。
- (2)本学における「内部質保証」とは、本学の教育、研究及び社会貢献並びに大学運営等、本学の諸活動について、不断に点検及び評価並びに改善に取り組み、教育研究の質が適切な水準にあることを自らの責任において示していくための恒常的・継続的活動をいう。
- (3)本学の「内部質保証」について必要な事項は「九州看護福祉大学内部質保証に関する規程(以下「規程」という。)」に定める。

2.体制・役割

(1)内部質保証推進会議

大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として、内部質保証推進会議(以下「推進会議」という。)を置き、次に掲げる事項について審議する。

- ①内部質保証の基本方針及び計画等の立案に関すること
- ②自己点検及び評価の結果を踏まえた改善に関すること
- ③教育研究の質の向上及び改善を図るために必要な措置に関すること
- ④内部質保証体制の維持・向上に関すること
- ⑤内部質保証の情報公開に関すること
- ⑥認証評価機関等の外部評価に関すること
- ⑦その他内部質保証に関すること

(2)自己点検・自己評価委員会

推進会議の下に自己点検・自己評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置き、次に掲げる事項について審議する。

- ①自己点検・自己評価の基本方針の策定に関すること
- ②自己点検・自己評価の項目に関すること
- ③自己点検・自己評価の実施に関すること
- ④自己点検・自己評価の報告書に関すること
- ⑤自己点検・自己評価の公表に関すること
- ⑥教育職員研修に関すること
- ⑦授業評価に関すること
- ⑧職員研修に関すること
- ⑨その他評価委員会が必要と認めること

(3)各種学内組織との連携 ※「九州看護福祉大学における内部質保証システム体系図」参照

推進会議は、評価委員会及び関係委員会等と連携し、PDCA のサイクルを適切に機能させることにより、自己点検・評価及び本学諸活動の質の維持・向上を図る。

(4)庶務

推進会議の庶務は業務改善推進室において処理し、評価委員会の庶務は総務課において処理する。

3.手続き

内部質保証に係る自己点検及び評価の手続きは次のとおりとする。

- ①推進会議は、内部質保証の基本方針及び計画に基づき、評価委員会に対して、自己点検及び評価の実施を指示する。
- ②評価委員会は、自己点検・自己評価の基本方針に基づき、部局等に対して、それぞれの活動に関するPDCA表又は認証評価指摘事項への改善報告書の記入を指示する。
- ③部局等は、自身の活動に対して自己点検・評価を行い、改善事項を整理した上でPDCA表を記入し又は認証評価指摘事項への改善報告を記入して、評価委員会へ報告する。
- ④評価委員会は、本学の自己点検及び評価活動を総括し、自己点検・評価報告書を作成して、推進会議へ報告及び学外へ公表する。
- ⑤推進会議は、内部質保証の方針に基づき自己点検・評価報告書を検証し、部局からの改善事項に意見を添えて、部局等に対し改善措置を指示する。
- ⑥改善指示を受けた部局等は、当該事項について改善を行い、その改善結果又は改善計画を推進会議へ報告する。
- ⑦推進会議は、部局等から報告された改善報告又は改善計画について改善状況を検証し、必要に応じて学外に公表する。

4.行動指針及び留意事項

- (1) 本学の理念・方針、目的の他、将来構想、中期経営計画及びそれに基づく単年度事業計画並びに各種ポリシーを、教育、研究及び社会貢献並びに大学運営等、本学の諸活動の行動指針とする。
- (2) 大学機関別認証評価での指摘事項をはじめとする、自己点検・評価活動における改善事項の内、改善を継続するものについては、次期単年度事業計画及び次期中期経営計画に反映するものとする。

5.情報の共有と公表

- (1) 評価及び改善等に関する情報について学内で共有する。
- (2) 内部質保証に関する情報を積極的に学外に公表し、教育研究活動等の改善・向上の状況についてその透明性を担保する。

6.内部質保証システムの検証

内部質保証システムの維持・向上を図るために、推進会議において不断に有効性や効率性を検証するとともに、客観性や妥当性を確保するために、必要に応じ本学の学生及び学外の有識者を含む委員以外の者を出席させ、意見を聴取、反映させることに努める。

(2023.3.1)